

(厚生労働委員会)

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立健康・栄養研究所を解散し、その業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させるとともに、独立行政法人医薬基盤研究所の名称を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。
- 二 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」とする。
- 三 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所は、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、公衆衛生の向上及び増進を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
- 四 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所は、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備に資する研究等に併せて、国民の健康の保持及び増進並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する研

究等を行う。

五 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六 独立行政法人国立健康・栄養研究所は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所が承継する。

七 独立行政法人国立健康・栄養研究所法は、廃止する。